



日 乗 連 ニ ュ ー ス

ALPA Japan NEWS

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043
東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274

www.alpajapan.org

Date 2005.06.10 No. 28 - 35

**日航勤務裁判 日本航空が裁判の判決に従うか否か、日本中
が注目しているこの時期、日本航空は判決に従い、安全な
航空輸送を目指し、現場が要求している勤務協定を直ちに
締結すべき！ 日本航空グループ CEO 新町氏に要請**

2005年5月18日
日乗連発第28-14号

(株)日本航空 代表取締役グループ CEO(兼)社長
(株)日本航空インターナショナル 代表取締役社長
(株)日本航空ジャパン 代表取締役社長

新町 敏行 殿

寫：内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿
法務大臣 南野 知恵子 殿
国土交通大臣 北側 一雄 殿
航空局局長 岩崎 定二 殿

日本乗員組合連絡会議
議 長 石 山 勉

確定された日本航空勤務裁判判決への真摯な対応について

日本航空の上告受理申立・控訴取り下げと、判決の確定

2005年4月20日、日本航空インターナショナルは勤務裁判にかかわる最高裁判所への上告受理申立、及び東京高等裁判所への控訴の取り下げを行いました。

1994年4月の当該勤務裁判開始から11年の間に下された3回(東京地裁2回、東京高裁1回)の組合側全面勝訴の判決を不服とし、日本航空は上告受理申立・控訴を行ってききましたが、今回の上告受理申立・控訴取り下げにより判決は確定し、日本航空は判決の内容を自ら認めることとなりました。



安全な航空輸送を目指す勤務協定の締結

係争中は「判決は確定していない」事を口実に、日本航空は、判決や私達の強い要請にも一切従わず 1993 年に強行実施した就業規程にこだわり、勤務協定を締結しようとしませんでした。更に、組合全面勝訴の判決が確定し、その後ひと月が過ぎようとしている現在に至っても、判決に対応する勤務協定の締結を一切拒んでいます。

安全を考慮し下された裁判の判決を無視する日本航空の姿勢は、安全運航を最優先しなければならない航空輸送に携わる者の立場として、さらには法治国家においては到底許されるものではありません。この問題には日本の乗員のみならず、世界中の乗員が重大な関心を持って日本航空の動向を注目しています。

今後日本航空の安全運航を求めるため、日本航空の乗員が判決に従い就労の義務の無い勤務に就かなかつた場合、運航スケジュールに大きな混乱が生じ、お客様に多大なご迷惑をお掛けする事となっても、その責任はひとえに貴職にある、といわざるを得ません。

安全運航を目指すために、直ちに判決に従い現場の乗員が求めている勤務協定を締結することをここに強く要請致します。

以上